

平成 17 年 №24

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

改正理由

学校教育法施行規則の一部改正に伴い，入学資格に外国大学の日本校の課程を修了した者の規定を追加するものである。

承認経過

連合学校教育学研究科委員会 平成 17 年 4 月 26 日 審議承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 4 月27日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成17年規程第21号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成 8 年規則第 7 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について

改正理由:学校教育法施行規則の一部改正に伴い、入学資格に外国大学の日本校の課程を修了した者の規定を追加するものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (入学資格) 第8条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の各号の1に該当するものとする。 (1)～(4)省略 <u>(5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u> <u>(6) 文部科学大臣の指定した者</u> <u>(7) 連合学校教育学研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの</u> 2 前項第7号に規定する学力の認定については、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年4月27日から施行し、平成16年12月13日から適用する。</u>	〔省略〕 (入学資格) 第8条 連合学校教育学研究科に入学することができる者は、次の各号の1に該当するものとする。 (1) 修士の学位を有する者 (2) 専門職大学院の課程を修了し、文部科学大臣の定める学位を有する者 (3) 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者 (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 <u>(5) 文部科学大臣の指定した者</u> <u>(6) 連合学校教育学研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの</u> 2 前項第6号に規定する学力の認定については別に定める。 〔省略〕